

議 答

休職の例あり。(午後6時10分)
再開の例あり。(午後6時10分)

ア 着

牙槽の着れから内訳を分ち、種腺腺
入補助を七倍格を分ち、補助を類を毛
の一般に開かせる類一あり。

獣林課長

雄性腺が50匹の頭、雌性腺が40匹
の頭、600匹あり。

ア 着

種末は然りあり。

獣林課長

30匹と40匹あり、雄性が40匹、雌性が
30匹あり。

ア 着

20匹と40匹あり、一身あり。

獣林課長

一身あり。総計は有腺が40匹と50匹
の計60匹あり、一考あり。

ア 着

有腺は種腺に列して、種末は一考あり

30Fのいんじゅが。

農林課記

11年取視手身は40Fと30Fにわかれ
いた。10年取は一帯30Fにいた。

1 養

これは補即をいれず不取で、補即を
すえに取は養うの種取で。

農林課記

視手取は中在部出たてたりとせし
れども、10年取は一帯高の160F
にいたと覚えていた。

1 養

他取から見た場合、優良種取が160F
にいたとわかれ、おれらに未純種が
うかと思いた。これは補即をすえに取は品純
を改良する目的に思いた。優良種
取は中在部の40Fと50Fをすえて品種の
改良が急いでいた。私、本取鏡肉
を採った。おれら、優良種取を採り
たう間違わぬと思いた。未純種の場
合には(聴取不能)未純種のおれらに優良種
がうかると思いた。おれら、補即を増
や。本当の優良種取は160F以内
では秀えられ、おれら、不取(聴取
不能)。これは未純種のおれらに思いた。おれら、

仲と神との間は、市内がうは思入にほいほの
いとの条件があると思ふが...

農林課長

おりの、この代り、親脈の何代か上
が、又は(聴取不能)一うの条件は
入りのが(聴取不能)がれての第
生産の目的の場合に七の代り子脈で
大体100以内の脈の30以内で計
初は課の範囲で、がれて直接生
在りうのてがれ代り相
いれと現はがれ代り(聴取不能)

了 着

本場の場局の品種類が大部分
通水とては、
は、甲城の場合には(聴取不能)畜産品
新居の場合には、果を川
外の場合には、道野湾市の脈
川市と大部分品の差があると思ふが...

農林課長

これは一般に音に
は神鏡在体から
種が
話後は(聴取不能)神鏡在体の見方から
有るは

下 着

両中域に見在場局、おれに現在宜野
湾市到品種の改良は、一と思ふが...

農林課長

私は逆に才ごうが、両中域、向原ごう
が、登録多うなは、一と願ふが、
おれ宜野湾の場局は、多と願ふが、

下 着

平野に見在場局には宜野湾市は、おれに
在来種が、多と、おれに、如何にして
新の品種も、一と、おれに、目的が本
筋を、おれに、宜野湾市の、登録
多うなは、おれに、おれに、おれに、
おれに、おれに、おれに、おれに、

農林課長

しかし、宜野湾にも過去5年前と現在と
では相当の品種改良おれに、おれに、
おれに、

下 着

しかし、現在のレベルは、おれに、
おれに、おれに、おれに、
おれに、おれに、おれに、
おれに、おれに、おれに、
おれに、おれに、おれに、
おれに、おれに、おれに、

栽培課長

私の考案としてはおもしろいも根本的に宜
野考案では優良雑種に由来するものは肉
の質の改善もしなければならぬので新
品種を全部集約するのは(聴取不能)

1 答

今の品種改良は、必ずしも新品種だけで
おこなって来種を改良する目的にやわら
ず、分岐品種に切りかえる目的にや
わらうが、所指定しているのは、

栽培課長

そのうち、99パーセントは分岐品種
相当のもの。

1 答

宜野考案である。

栽培課長

節菜の改良は分岐品種。✓代種雑種
は改良の目的でも、分岐品種が大部分
のもの。

1 答

これは雑種である。雑種を改良する目的
にやわらう。

農林課長

(聴取不能) せりして雑種をアライのこ
とやがとせりてす。して直野地帯を全
部のドレノ純系がけて...

ア 着

此のやうな禁制するものは雑種も禁制して
りてす。

農林課長

ドレノ純系をせりしもドレノ純系
がけりてす。此の(聴取不能)をアライ
にせりてす。

ア 着

豚の着るのふは、何故雑種の着る
は一人てす。

農林課長

此のやうな優良豚の着るは、肉豚の
着るてす。

ア 着

禁制のための産業のりしてす。

農林課長

禁制のりてすは、禁制の
れの中て品種維持をせりてす。肉豚の
目的に於ては、此の着るてす。

ア 着

市が補助するものはあっても一般の養豚農家の奨励は(聴取不能)

農林課長

市の予算、この中に更に追加で直野市の6,000圓の豚を純養に全部作るという考え方はないです。

イ 着

市の予算が市が補助するものに比べても市の予算は在来種の一世代種に二世代種に補助する予定です。

農林課長

市の予算は優良種豚の育成のために市の予算で補助するものですが、しかしこの純養を純養の主要として直野市の養豚事業では専業計画で補助して、これは一世代種には(聴取不能)補助は私達の考えです。

イ 着

市の予算は、市が一世代種に二世代種に補助するものと見做すことができます。必ずしも優良品種だけを補助するのではなく、市の補助は市の補助です。全体的には養豚業者の育成のために補助する予定です。

農林課長

此の通りおれども、一代雑種に對して補
脚したる場合、此の一代雑種は又次におも
がけられ退化してゆくこと、一代雑
種をのこすためには純系をのこすことが
一代雑種をのこすことより方途がた
かぬと思ふべき。

一 着

補脚の類、これは節の施行方針の中
にも（純系不能）補脚の類は適正な
思ふべき。

農林課長

今の現在の林況から見て適正な思ふべき、
去年の実績から見て平均130ポルから140ポル
位である。

一 着

今の補脚の成功の如何に注意すべき
である。

農林課長

10ポルを目標としておる。

一 着

10ポルを目標としておる。補脚を
しないからいかに成功し着成り率は10
ポルを目標としておるべきである。これら

ア 審

市長は同様に、本土復帰後は既に
行った規制やバカも規制する。獎勵
も獎勵しおくれはした(聴取不能)
しかしながら、養豚業者は(聴取不能)

市長

現在部落からの養豚業者に対しては
一定の衛生的に他の迷惑をあげた
からしてこれ。そのとおりだし。那覇にも
いる。しかし、これに対して、外には強制
を運ぶという事は考へておくれ。
他の迷惑をあげたからといって
というところだ。

ア 審

これらも養豚業者は職がない(聴
取不能)

市長

将来養豚用地をのこすわけはなし
じやないかと思つておくれ。

ア 審

思つておくれ、今は新築おくれだ。

市長

今のところ場所はおくれ。養豚組合
と自治会が生活を守るために直接も

自分の仕事をやっているうちに思いついた
おりのこと、それに対して今は後即ちで
七思いついた、何でもかんでも思いつく
ことがあればそれはそれでいいから。

↑ 答

結局はいいから、結局は押入していい
隙間もあつた。

節 象

その業者に対して自分でもってこれ
おりのことを検討してもらって、場所と
地元の業者と業者が集まってこれ
で思いつく。

↑ 答

しかし、地域は検討してやることも
ある。

節 象

これが地域住民と話し合っ
て教育が必要である。

↑ 答

場所の教育の計画はこれである。

節 象

現在この場所の教育に対しては新
聞雑誌との関係で考えてみる。

丁 審

検討に際しては所管事務の範囲を以て

乙 審

業者が象徴一籍に場内と認定しては
ないと思ふ。

丙 審

次、19 審の玉那覇行昭君の行政機構
改革に關するの質問を以て

19 審

所管の事務を好むと好まざるを問ふと兼
て機嫌を以て之を認むるが、機嫌に依り
て是に依り事務面の仕事は各地の市町
村の幹部に下るべしと云ふことは市政
方針の中にも明らかにしてあり、更に
是の如きことが業の如きも目の前に控
ふべきことと認めらる。従つてこれは事務面
の問題と云ふべきであらう。即ち如何
に機嫌に依りての事務量は大体その部
課に依りては異なる。

甲 條

市町村の業務を大體に以てし、市町村
の団体としての本来の業務、此れが行政の
委任業務、此れが市町村の他団体の委任業務
大體の如きもの大體に以てし、市町村
の本来の業務を以てし、此れは

市町村の能力に飛ぶ。財政力の飛ぶに非
 ず。例之は市は福祉。最も身近一問
 題として居る。府の課題とが市町村の課題と
 が分る部と分けられ。これは市の能力に飛
 ぶに非ず。現在予想されるものは、
 現在福祉行政のやう。いよいよ国のや
 り方業務が市町村に降りかかる。例
 えば予防注射の業務が各種の予防注
 射であるが、或は衛生に伴う措置と
 が市の業務とが市町村に降りかかる
 事。これが福祉行政におきましては、福
 祉事務所を設け置くにせよ。或は
 市の業務に振りかへ。現在政府職員がや
 り方とこの救済機能の調査とが、市の
 業務が考えられる。一番、衛生に伴う
 市町村の業務と分けられる。業務と
 考えられる。或は、国民健康保険
 の問題が降りかかる。この業務は是非
 市の業務と分けられる。現在も
 市の業務と分けられる。業務は
 大体内に於ける。思ふ事。
 この地に住民福祉の向上のためには市町
 村が責任をもち、福祉行政の
 実施を促すにせよ。現理していかねば
 いかん。これは必然的の課題と在
 るとして、いよいよ市の業務の問題と
 思ふ事。

謝 候

おのしやう点はよくわかりのすいれども、大体
この合併が目途が最近打打出した予定
が7月1日ころのことで、又最近11月1日と
遅れているが、審議してもう1、2ヶ月の間
に行われる合併問題を審視して機構
改革のことはこれに到底その問題で
あり、その中でも合併した場合、部制
にした場合、一番理想的に機構がその
外にそのことは我々は考えらるべき。

19 番

これは合併してその問題は根本的に取
りかかるといふことが決まっています。

謝 候

はい、これは当然合併の目的、この部制
を一番想定としてその組織設計も十分
検討していただくこと。

19 番

合併の件は、或は合併をして一時点
でその相当の事業計画の構想、或はこ
の月、このころのことも考えておくが、
これを総括してその企画、その
企画線、或は企画書でもそのし、その
ものは想定はしてその計画が。

脚 條

企画の問題については今のところ課への
 名称はありのせいで、企画係が担当してあり
 ますが、神尾の事務所にも企画課、室があり
 するのは細部、果敢、つがもありのせいで、これ
 が企画の分野をこなす程度担当させる
 が非常に繊微妙な問題があり、これ
 まで一切を企画する責任の課が実際
 想定でとらんでおれば非常にいいですが、
 実際問題として今のところではいい課
 です。例としては土木関係の事業を計画する
 には都計とが建設とが中心で、建設とが
 建設とが都計とが企画をして実施するのは
 都計課、建設課でやるという形であり、
 今の場所、理想としては考えられるわけ
 で、実際は今のところではいい課です。
 事業計画を通じて計画をこなすにしても
 今の土木関係の中心の構想を形にする
 今の場所、今の企画課では到底
 無理です。これは企画課一つでの範囲は
 心の程度に企画課の担当するべきが実
 際的に非常に難しいです。構想が具
 体的でいいとしても、今の構想段階にお
 ける企画分野を担当するところでは
 ない。計画は各担当課に任せられているか
 ら、これは別に線引きができていない。各
 事務所企画課をもちたいけれども実際問題
 として先に値するようであり、これは
 いい課です。今のところでは一応企画課

此の方面に相当するものを生かすべく、
この一七のものを、この相当する企画
をこの程度に引き上げることが、
この程度に引き上げることが、
この程度に引き上げることが、

19 審

機務の件については、消防の中
に救急のものが入っていると思
います。この機構の改革については、
この程度に引き上げることが、
この程度に引き上げることが、
この程度に引き上げることが、

財 政

先般の明細は、この程度に引き上げ
た。消防の業務は、この程度に引き
上げた。この程度に引き上げた。
この程度に引き上げた。この程度に
引き上げた。この程度に引き上げた。

19 審

この場局は、この程度に引き上げた。

財 政

人員が、この程度に引き上げた。

下流の感じは受けておられる。以上経過
 を報告致します。それでは市場問題の解決
 を致す。この市場問題は去年の9月以来議
 会でも問題を取り上げ、412=K 本条例案を
 提案してまいりました。その実現の努力は市会
 努力に對し私達にも感謝の意を以て致す
 こと。是非市民の買物標の急激な市場を
 非運にあらう大いなる要望するものあり
 ます。この議会の条例は案出されたりする
 中の原用料が35セントの場合又今資料を
 当局と業者の間の差額を比較して比較
 した場合に、市会では高値を35セント
 以上高過ぎる人にもなるかと言ふ標の感
 じを受けておられる。その人どう
 言ふか算定基礎、基礎は資料
 と比較しておられる。その状態
 をお尋ね。大体10坪を100ドル
 を超えると言ふ標の計算に
 ありませう。その周辺を考
 へた場合、100ドルを35セントは
 仰々見当らぬものがある
 こと。その言ふ要からいへば、適
 当なものはあること。

商工課長

今回の35セント、25セント標を設け
 ること。今後の物価の上昇、市場
 周辺の賃料の値上げ等、その言
 う面を考へて、10坪を
 50セントと案を出して
 あります。

8 番

一応は案件といたしておりましたが、その時
に分番議したと思っております。

議 決

次に19番の五町八行昭君の消防事業に
ついての趣向を討ちます。

19 番

消防事業にたいしては、先程結構改
革の申しを申していただき、救急事務を
新しくおこなう人だと言つては、誠に
救急事務にたいしては、おこなう人
員の確保を優先していただきます。

消防名代担

救急事務にたいして、救急事務する
ものについて、3名を事務させるに
して、交替を2人にする。6名を
予定にいたします。

19 番

3名にたいしては、その人員を救急事務
にたいして、余りその言は、事
起るもの事、望む所
にたいして、おこなう4町民、
或いは合併の時、その
人口の増加を言つても、お
合わせる、その3名
にたいして、6名にたいして、
おこなうと、お考えに
いたします。

消防取組

消火栓の設置については、水道法の定めによる水道部の方針設置のやり取りです。

維持管理については、消防の方で常時調査を行い、点検の時は維持管理のやり取りです。

19 番

＝月場合に消防車が通りを通水する地域を
言っている。その消防車が来ると到達し、水が流れても
どしても入水しなくて済む場合に、煙燻を免れたい
最も起り得る状況です。いわゆる水道法との関連
やどうしても水栓の設置の出来はと言
う場合には、消防の観点から予防消防と言
います。水を増やすと言っている地域にも設置を
したいと言っている。水道との関連は話し合
い、或いは交渉をしながら進められる。

消防取組

既設以外の地域に追加するということについては
話し合っている。他に現在ある消火
栓は大体木製の長さ20メートルあり、水は20
メートルの本を接続出来る。水は十分引張
る人がいるかと思っています。

19 番

引張る人がいないと水が来ないと思われています。しかし、
木製の本を繋ぐ間、いわゆる乾燥している煙燻
を止めるには、煙燻を止める言っている。特
に非常事態の起る場合に大きな問題になる

19 番

この日は、聞かぬ。市野津市の中心部
飛行場がある。飛行場の離着陸も関連し
て、滑走路の直向。その言うと、そのコースの高層建
築は出来る人だと言ふ。この言ふは、この言ふは、
消防の望楼に聞かぬ。その言ふは、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、更に高く増設を、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、

消防署代理

今の言うと、増設は計画は、その言ふは、

19 番

その言ふは、その言ふは、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、その言ふは、

消防署代理

望楼の築見た、火災の方向は、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、その言ふは、

19 番

先程も申し上げたが、着天向は、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、その言ふは、
その言ふは、その言ふは、その言ふは、

消防委代理

ニ小口市ニカキニシカニ念~~頭~~頭1711長キカ
カリヨ。カ中カ72年カ~~消防整備~~54年計画
カ立11。73年カ支所カ1ツ設ケルカニ考エリ
ヨ。

19番

支所カ54年計画カ中カ整備カ3カ言フ所考
エカ。大体1号線沿カ3カ言フニカ。

消防委代理

現在カ考エ1111。真栄原。大謝名一帯カ支所
カ置11。カ中カ大山カ今度増カ等11カ
大部都市化カカ3カ予想カカヨカ。同ニカ
分道所カ持カカニ考エリヨ。

19番

真栄原。大謝名カ支所カ設ケ1大山。同カ
カ11カ分道所カカ3カ言フ所考エカ。

消防委代理

カヨ。

19番

ニカ中カ今カ消防車カ台数。或カ交通事情カ
カ関連カ11カ火災カ起カ。連絡通報カ受カ
カ。カ中カ行カカ。5カ時間カ擁カカ
カ人カ。ニ小口54年計画カカ持カカカ
カ。カ。カ中カ長カ。カ。ニカ

又う言ひ申す消防方の租業より定員増を言ふことは
10名に増し10月をせん。

市 長

一応市の議会の場合に定員増は提案しなかり
たいに申したい。3名の増を議会の方へ2名に削り
たい10月をせん。

19 番

市小が私小に改定されることは、不満を持って
いるが、このこと、このこと、このこと、このこと、
市民の財産を守らなければならない立場に立つならば
どうして今回の条例改正の中に定員増の案
を提案しないのかと訊かす。

市 長

現在市小に受入一応救急業務を致し、
無縁を設け致し、市民から、予算の削減も
さし、無縁を一応格別力を發揮して
らるる、この言ふ考え方は提案に列せられ。

19 番

この解り、この解り、この解り。

議 長

次に11番、安次富盛信君の教育行政にか
り、この言ひ、この言ひ、この言ひ。

11 審

教育行政のあり、市長の姿勢のあり、権限のあり、
 復帰後にとり、教育委員会が、今行なうべき
 べき、教育行政のその程度市長の権限に移
 行せしめる。その案は、お伺いします。どうも
 力が恐らく一緒にさし、思っています。今教育委員会
 が行ない、教育行政の中、どうも分野が、
 市長の権限に移す、と、お伺いします。

副設

これは、私の方から説明申し上げたい。現在独立
 した法人と、お伺いします。これは、行政委員会に
 入り、市長の権限を失う、と、お伺いします。市長
 が市長の事務の分野に、入ります。

11 審

1から、その事、お伺いします。今、熟知して、お伺い
 します。全部市長の権限に移す、と、お伺いします。答
 へて、お伺いします。これは、全部熟知して、お伺い
 します。市長は、教育行政に、対する、最高責任、と、
 お伺いします。現時点、お伺いします。復帰後
 の、とり、首長、市長の教育行政の構想、どうも
 早く、早く、整備、解決、と、お伺いします。構想
 がある、と、お伺いします。お伺いします。お伺い
 します。

山印給答^長に。和合のいふ和合可也。
 才の時以 宿野済市の問題と云う形に
 陳情する。云う形に折衝しては、大に
 と云う形に事か大に述べ、和合に
 才水から出ても、復帰対策、宿野済市の復帰対
 策と云うた。和合に云うた。宿野済市
 とは、是非復帰の時、和合に云うた問題は、是
 非より、和合に云うた。和合に云うた。和合に
 接相対大に和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 宿野済市の復帰対策を、和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に

復帰対策の、和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に

和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に
 和合に云うた。和合に云うた。和合に云うた。和合に

市 長

の、その対して、前所請を独自の場合、復興
対策委員会と云ふのがあり、その、=水と、我々が、越え
て、進んで、執行部、の復興対策案を出す、=これは、出さず
は、ない、=一応、復興対策案、を、委員会、の案、を出す、を
待、て、る、と、云、う、事、だ、。

11 番

に、又、一、応、復興対策案、案、を出す、事、に、出、て、る
時期、は、何時、か、です、。同時、に、市民、の、公表、出来、る、筈
で、新、請、の、復興対策案、は、=云、う、事、が、ない、と、云、う、様
で、公表、出来、る、同時、期、は、何時、か、です、。=さ、う、い
う、事、は、=、い、い、と、も、ら、い、た、と、思、い、ま、す、。=水、の、松、の、井
の、研究会、に、10、日、の、間、隔、は、水、の、間、隔、です、。さ、う、す、に、
公表、出来、る、人、が、=云、う、様、で、お、申、す、事、は、お、か、い、で、ま、す、と、
思、い、ま、す、。案、の、行、う、事、が、公表、出来、る、と、思、い、
ま、す、と、云、う、事、は、市民、の、怠、慢、に、お、か、い、ま、す、。我、々、の、又、復興
対策、に、対、し、た、る、能力、が、=云、う、事、が、ない、と、云、う、事、は、
お、か、い、ま、す、と、思、い、ま、す、。松、の、間、隔、を、抱、い、て、お、申、
す、事、は、=云、う、事、は、=、さ、う、い、い、と、も、ら、い、た、。一、体、=、の、約束、の、忠、実、に
守、り、ま、す、。さ、う、い、い、と、も、ら、い、た、市民、の、公表、出来、る、筈、の
復興対策案、は、公表、出来、る、と、云、う、時期、を、待、て、ま、す、。=
さ、う、い、い、と、も、ら、い、た、と、思、い、ま、す、。

市 長

復興対策委員会委員長の報告に、10月
一杯の案を、つ、て、出す、と、云、う、事、が、ない、と、承、知、し、
10、日、に、お、か、い、ま、す、。一、応、水、の、間、隔、を、待、て、ま、す、。是、の、
案、の、首、に、お、か、い、ま、す、。何、時、か、に、公表、出来、る、と、云、う、事、は、

相同のいふことと思はる。

II 番

この復情対策委員会の名前は、この市会の諮問
機関に、勿論独立した機関とて置くべきであらう
と考へておられる。然しこの市会とて、14日委員
会が出さぬ限りは、何れもこの市会とて
置くべきである。この決意は、すなわち、
この市会とて、この時期に、この復情対策委員会の委員
会とて置くべきである。或る市会に、この公表を
して、この市会とて、この復情対策委員会の委員
会とて置くべきである。然し、この市会とて、
この公表を、この市会とて、この復情対策委員会の委員
会とて置くべきである。

市会

一応独立した委員会のありたい。委員会の
委員は、この市会とて、この復情対策委員会の委員
会とて置くべきである。

II 番

そのことと、この復情対策委員会の出さぬ限りは、
この市会とて、この復情対策委員会の委員
会とて置くべきである。

市会

この市会とて、この復情対策委員会の委員
会とて置くべきである。

II 番

この市会とて、この復情対策委員会の委員
会とて置くべきである。

議 案
次々14番の御打合せの都部Kの11の御同々評
し可。

14 番
私に都部Kの11の御同々5号線地域の開発
Kの11の11の御同々5号線地域の開発
あり。大体了解は 10月3日。2.3御同々
下。現在Kの11の御同々5号線地域の道路の
指定が済ませられ。該地域の既に市街
化の形態Kの11の御同々5号線地域の開発
も予想は小さい。=4.54年Kの11の御同々
下。来るの緩慢にあり。農地法が適用され
た場合に現在Kの11の御同々5号線地域の
場合。=5号線地域の開発Kの11の御同々
御同々5号線地域の開発Kの11の御同々
の公布の旨に。先般市議の意見を十分聴く
旨の標記=4.54年Kの11の御同々5号線
地域の開発Kの11の御同々5号線地域の
開発Kの11の御同々5号線地域の

新市建設
5号線沿の開発Kの11の御同々5号線地域の
新市建設Kの11の御同々5号線地域の
状況。Kの11の御同々5号線地域の
=4.54年Kの11の御同々5号線地域の
新市建設Kの11の御同々5号線地域の
=4.54年Kの11の御同々5号線地域の
新市建設Kの11の御同々5号線地域の
=4.54年Kの11の御同々5号線地域の

新法に教示し、新法に16条に示す、新中
 計画のマスタープランを作成し、その前に段階に
 対し、市民からの意見を反映させること、法に
 関するものあり、その中、今年度の公聴会の時期
 については、一応、5月と教示し、その
 進行申し上げられた。運輸局の調査が完了し
 次第、公聴会に持っていくこと、その前に、今月
 一杯、都市建設審議会が、その中、進めよう
 こと、説明する準備を今息で、そのこと、
 小心、その結果、待て、次第、説明、そのこと、
 詳細、そのこと、

14 番

水戸の公聴会の場合、規則の公布が、その
 こと、実施は、そのこと、

都市計画

そのこと、市民の意見を反映させること、公
 聴会、都市計画、そのこと、そのこと、
 の適用が、26日から、そのこと、今月、そのこと、
 に従うこと、説明書の配布、そのこと、そのこと、
 のこと、そのこと、

14 番

都市の整備の将来、そのこと、いわ、そのこと、
 計画、そのこと、市街、そのこと、そのこと、
 のこと、そのこと、可能、そのこと、
 市民の意思、そのこと、そのこと、

1 番
 水源地从荒蕪地へ水を引く場合、その引く
 うの経路を定めなければならない。

農林課長
 水は引くべきところを、色を付けておく
 べき。

1 番
 水源地の取水権利、水源地の権利は、存在する
 べき。引くべき水源地から、その水を引くべき
 引くべきところを定めなければならない。

農林課長
 水源地の場合は、個人所有の権利がある
 べき。もう一方は、その外に部落の又は、(聴取不能)
 であるという箇所もあるべきである。その水を一
 入水するべきことは、その時々の問題として、答
 へるべきである。

1 番
 松の海向は、河川から、平地のその部落所有
 の部落管理の水源地の問題は、その限界を
 引くべき。個人所有の水源地の問題は、その
 せん。その水は、その下である。
 水源地は、戦前戦後を通じて、横断傾向に
 水源地の河川は、旧人田の優先の中にある。その
 水は、水稲を栽培するに必要である。現在、荒蕪地が多
 いため、海岸沿いの水は、その水である。実際、水は

又、この茶畑の許可を与えたという答弁は、
どうですか。その通りかどうですか。

市 長
その通りかどうですか。

1 番
青小畑の水源地の許可を所有かどうですか。

市 長
市の所有かどうですか。

1 番
どちらの所有と解釈を小畑に伺います。

市 長
水源を小畑に、青小畑の所有と見て伺
います。

1 番
小畑、勝手に青野湯市営の青小畑の水源地を利用
している業者又は個人に許可を与えたという情
報があるかどうか。回答を強ひります。

市 長
別に許可という意味にはどうもありません。市八
市の分水と施設の許可を市営に許可をどうも
ありません。

1. 審

水と業者の許可はこれら様々。

市 長

施設利用の許可を願う大款はござります。

1. 審

施設の許可、取水の許可、問題の同じくは
なす。水と取水の目的と施設を利用し
た。作業はこれよりあり。施設の許可
と取水の目的と。

市 長

前八市の場合、施設に対しては、一先施設
の許可は使用の許可より採る許可を先願うべき
とござります。

1. 審

これより今迄の回答はござります。その
水源地を利用した大衆のほうも、水利は
これより回答はござります。

市 長

水利権に対しては、法的見解は
勉強はするが、水利はこれより
は、解ります。

1. 審

権利に対しては、解りません。しかし私的裁判が
あるという理解をしておりました。今この水源地の
利用については、持主の問題については、市内の
一業者から大山の役員会に要請が来たという事ですが、
役員会では慎重に考えたという事保留して
おりました。一帯にその施設を許可するということ
は、どういうことですか。納得はされておられるか、今後
の問題は、どうお考えになりますか。

市 長

水利権の問題に対しては、実際には、相互
水利の問題、影響を及ぼすという問題が
なってきたら、どうお考えになりますか。
利用については、どうですか。

1. 審

利用については、水利、この事も市長勝手に許可
していいというお考えになりますか。

市 長

別に許可という事はないと思っております。

1. 審

水利許可は、お答えはいたしません。早く
地域住民の意見も聞かなくてはならない。今後の問題として
検討していただく事、可採の御要望申し上げ
たい。どうですか。

附とすこと著者の方不詰し合の決議にあり
す。勿論主たるものは、そのとおりありす。一亦全
市に於ては、その如く決議したる也。

19 審

この所りなり。

議 決

以上の所りなり。一 本市内は全部終了
したるなり。本日の本議は、その如く終了す。
尚次の本議は、27日の月曜日午前10時より
本議を開きす。

敬 告 (予 算 8 号 6 号)